

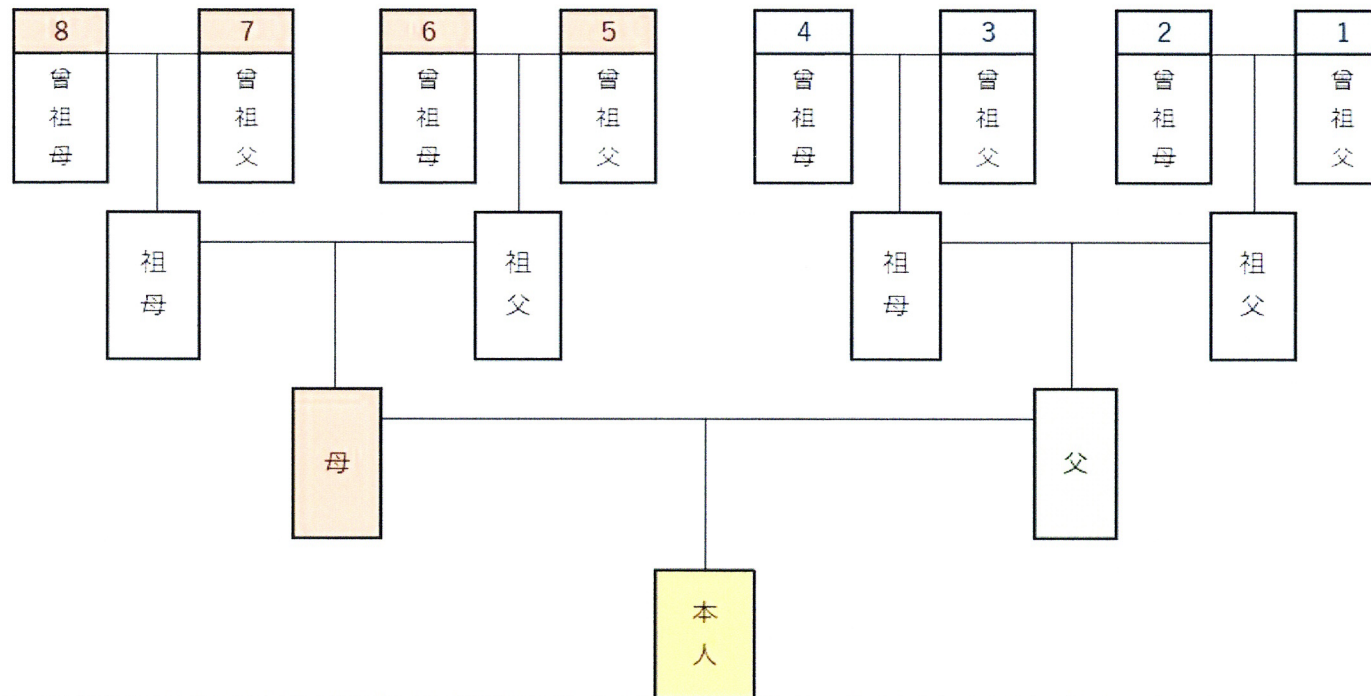
家系図って何？ 家系譜って何？ 家紋から何がわかるの？

そのギモンにすべてお答えします。

家系図 Q & A

バディ行政書士事務所

そもそも家系図ってなんですか？ 私にとって何がわかるの？

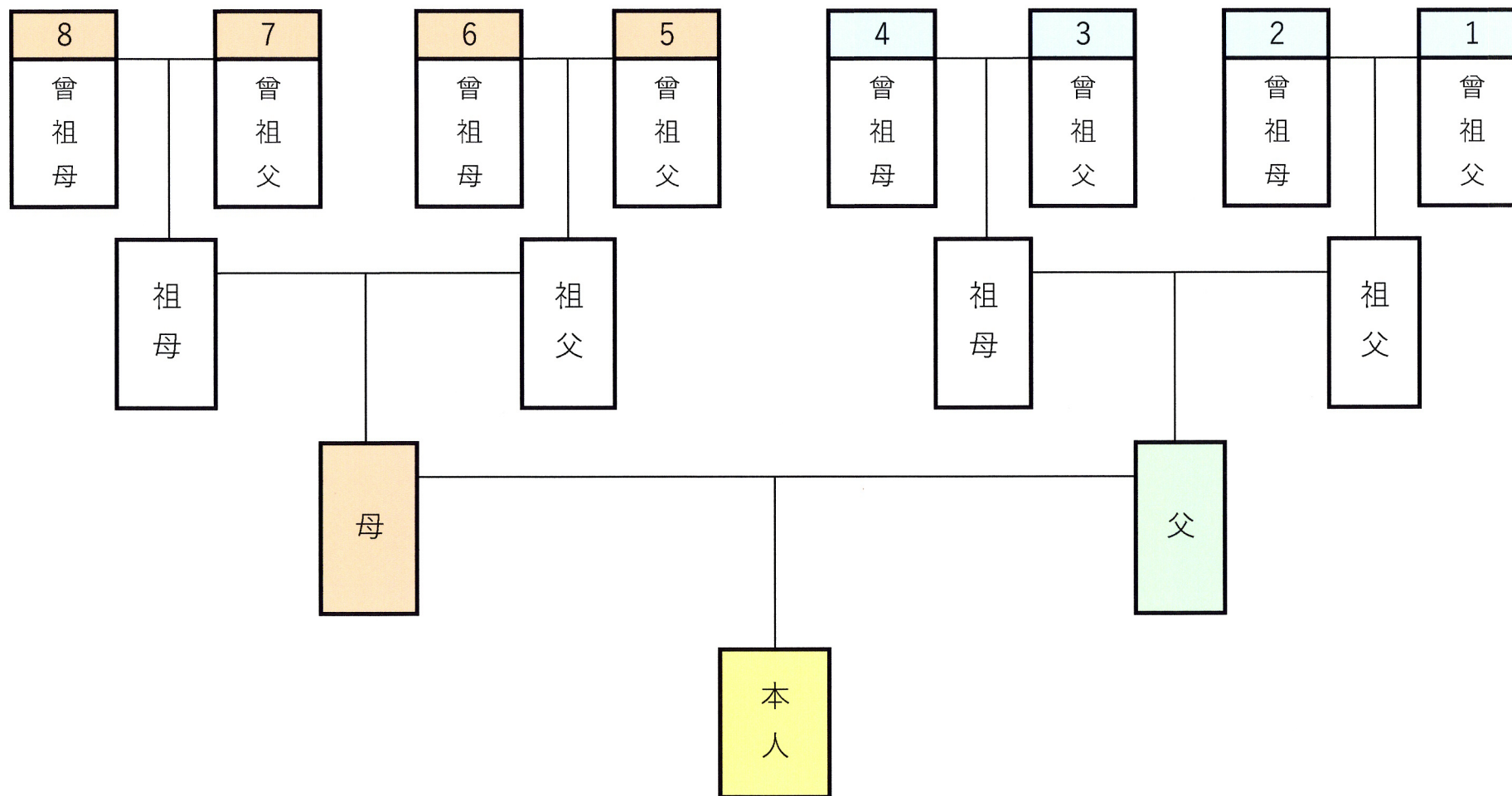


○ 家系図は別名「ファミリーツリー」とも呼ばれ、自分から見た直系尊属・直系卑属の関係を中心に視覚的に、一族の繋がりや源流を辿ることができるものです。

父母の全家系（8系統）を調査すると、計60名程度の親族の戸籍が現存していることもあり、一般的には、江戸時代後期以降のご先祖様（約200年前）から知ることができます。

家系図作成はどの範囲まで調べたらいい？

いち家系とはいち苗字のこと！



父方 4 家系、 母方 4 家系 の最大 8 家系まで調べることができます。

1 から 8 までどこを調べるかを選んでいただけます。

それぞれのご先祖様の人生に起こった出来事はわかりますか？

梅次郎									
長男									
母	父 新太郎								
ノブ子									
昭和19年10月5日	昭和11年10月7日	昭和2年7月18日	大正14年2月9日	大正10年7月13日	大正8年3月8日	大正6年3月5日	大正4年3月1日	明治44年11月6日	明治21年10月28日
死亡	新太郎死亡に因り 家督相続	三男 真一が誕生	四女 昌子が誕生	三女 彩子が誕生	次男 二郎が誕生	二女 徳子が誕生	長女 良子が誕生	長男 道夫が誕生	出生
56歳	48歳	39歳	37歳	33歳	31歳	29歳	27歳	23歳	生誕
1944	1936	1927	1925	1921	1919	1917	1915	1911	1888

奈良県山辺郡竹之内村1234番尾数

戸籍に記載された項目は、
出生・婚姻・家督相続・死亡等の基本的な
記録にすぎませんが、本人の戸籍だけでなく、
親・子供の戸籍を並行して読み解くことで、
「その家族の歴史」として浮かび上がり、
名も知らぬ遠いご先祖様の日常や心情に
想いをはせることができます。

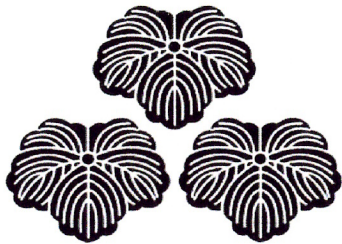
このお一人お一人のデータが「家系譜」と呼ばれる
のもので、これこそが自分の家系を知るには
欠かせない重要なものとなります。

家系図＝ファミリーツリーだけではわからない
それぞれの一家の記録・歴史に触れることで
ご自分が一族というひとつの繋がりの中にいると
いうことを実感できることでしょう。

これが一般的な報告内容となりますが、これに養子縁組や
認知等の情報がある場合もあり、その時の年齢から様々な
家督、家族の事情が垣間見ることができます。

家紋や名字を調べることで何がわかりますか？

〇〇家 家紋調査



三つ盛り鳶

〇〇家の家紋は、【三つ盛り鳶(みつもりつた)】

三つ盛り鳶は、鳶の一種で、花は丁子唐草模様から転化と考えられます。

鳶は他のものに着生して繁茂することから従属的なイメージがあり古来女紋として多用されていました。また“馴染み客に絡まって離さない”事を連想させるとして商人や芸妓や花魁を始めとした花柳界にも流行しました。

徳川八代将軍吉宗も 鳶紋を替紋として使用しており、家紋としては特に武家に好まれ、使用家が多いことから十大家紋の一つに数えられています。

家紋の情報をいただければ、別途調査をおこないます。

該当する家紋の由来、古文書等に残された記載から発祥の地、全国分布図もわかります。

名字も同様に、由来、発祥の地、全国分布図もわかります。

ただ、家紋は諸事情で途中で違うものに代わっていたり、名字も非常に多く存在し、記録に残されていないものもあることから、文献による調査内容が、必ずしもその正当性を保証するものではありません。

家紋や名字調査は、家系図作成のお楽しみの一つ、とご理解ください。

家系図作成をお勧めする「3つの理由」

①「誰からも喜ばれるもの」であること

家系図作成を依頼される理由は、自分自身のルーツを知りたい、高齢の父母へのプレゼント、孫や親類へのプレゼント等、様々な理由がありますが、いずれの場合も誰かを傷つけるものではない、ということが言えます。因みに調査は無制限に誰の戸籍でも調べられるというものではなく、独立後の兄弟の戸籍やその配偶者の実家を辿ることも許されていません。

②「戸籍」には保管期間があり、期限が過ぎればもう見ることはできません！

日本の戸籍制度は保管期間があり、現在150年と決められています。

（除籍されから150年で順次処分、平成26年以前は80年でした）

この期限が過ぎれば、残念ながら家系のルーツを辿ることはできなくなります。

もし「落ち着いたら家系図を頼もう」「2～3年位したら家系を調べてみたい」とお考えできたら、迷わず「今」やることを強くお勧めします！

③将来の「相続手続」における推定相続人がわかる

将来のご自身や親の遺産相続において、その（推定）相続人がわかります。

家系図作成で直系尊属・直系卑属の関係がわかるため、結果的に相続の対象となる方も特定できます。（その後の子供の出生や認知・養子縁組を除いて）

行政書士が家系図を作成することの意味

現在、業務として家系図作成をしているのは、ほとんどが行政書士または行政書士資格を持った家系図作成業者です。（法的書類ではないので、個人でも作成は可能です。）

これはなぜかという、行政書士が業務として戸籍を取り扱うことが他の士業と比較して多く（遺言作成・相続手続・各種許認可等）、他府県にまたがる広範囲な戸籍収集に対応しやすい、ということもありますが、何より重要なのは信頼性の問題です。

戸籍というのは、正に「個人情報の塊」であり、それを扱うことは依頼者様との信頼関係の元に成り立ちます。私たち行政書士は、職務遂行にあたる前提として倫理規定を十分に理解・厳守する国家資格者です。業務において知り得た個人情報を他者に漏らすことはありません。

当事務所では、依頼者様からの委任状により、「家系図作成・先祖供養」を目的にして収集した戸籍で調査をおこない、納品時にはこの戸籍の原本もお渡し致します。

家系図作成の内容と費用について

(内 容)

1. 家系図 (ファミリーツリー)
2. 家系譜 (おひとりおひとりの年表)
3. 調査結果報告書 (調査結果のまとめ)
4. 名字調査 (稀に調査不可能な場合があります)
5. 家紋調査 (情報をいただいた場合)
6. 年号表 (元号・西暦比較、歴史年表)
7. 取り寄せた戸籍の原本
8. C D - R (作成したエクセルデータ)
9. 友禅貼箱 (落ち着いた和紙の紙箱ケース)

(費 用)

1 系統	66,000 円 (税込)
2 系統	110,000 円 (税込)
4 系統	176,000 円 (税込)
8 系統	286,000 円 (税込)